

## 三原市店舗経営改善支援事業費補助金について (よくあるご質問)

### (Q) 制度の内容は？

(A) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する市内の事業者の方に対して、感染症対策のために行った設備購入等に係る経費の一部を補助する制度です。

### (Q) なぜこの制度を作ったのか？

(A) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は解除されましたが、感染症の拡大を防止しながら、事業活動を維持するとともに、今後同様の感染症災害が発生した際の業務継続体制を確保していただくことを支援することにより、感染症災害に強い産業基盤を確保することを目的に、補助制度を設けることとしました。

### (Q) いつから募集開始するのか？

(A) 令和2年10月23日(金)から受付開始を予定しています。申請様式等については、三原市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

### (Q) いつまで募集するのか？(予算額に達したら終了とするのか？)

(A) 受付期間は、令和2年10月23日(金)から12月18日(金)17時15分まで(必着)とします。

ただし、補助金の予算額の範囲内で対応しますので、予算状況を確認しながら、期限前の受付終了等の措置については市ホームページ等で周知いたします。

### (Q) 補助対象事業者は？

(A) 市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に本店を有する法人で、開業日が広島県の緊急事態措置発令日(令和2年4月18日)より以前である、中小企業基本法に規定する中小企業者(小規模事業者、個人事業主も含む)で、日本標準産業分類の大分類A(農業、林業)、B(漁業)以外の業種が対象となります。

その他の要件として、広島県新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店を宣言した方で、同一項目でその他の補助金等を活用していない、市税に滞納が無いことなどの要件があります。

### (Q) 中小企業者の定義は？

(A) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者(小規模事業者、個人事業主も含まれる)です。

詳しくは、次ページの(表1)及び(表2)をご確認ください。

(表1)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業, 建設業, 運輸業, その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(表2)

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社及び会社に準ずる営利法人(株式会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 有限会社, 企業組合・協業組合)</li> <li>・個人事業主</li> <li>・一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師, 歯科医師, 助産師</li> <li>・個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)</li> <li>・協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く)</li> <li>・一般社団法人, 公益社団法人</li> <li>・一般財団法人, 公益財団法人</li> <li>・医療法人</li> <li>・宗教法人</li> <li>・学校法人</li> <li>・農事組合法人</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・任意団体 等</li> </ul>

(※) 特定非営利活動法人は, 以下の要件を満たす場合に限り, 補助対象者となり得ます。

なお, 同要件を満たす特定非営利活動法人の(表1)における適用業種は「その他」として, 『①製造業, 建設業, 運輸業, その他の業種』の基準を用います。

- (1) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと

(Q) 国, 地方自治体, その他の団体の制度に基づく補助制度との重複とあるが, どのような制度を想定しているのか?

(A) 国の「小規模事業者持続化補助金」や広島県の「テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金」, 「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策補助金 (※)」等の重複した補助対象経費については補助対象外となります。

(※) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/408074.pdf>

(Q) 感染症対策は何をしたらよいか?

(A) 広島県が公表している「職場での新型コロナウイルス感染症対策の考え方と対策例」「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」「対象施設ごとの感染防止対策 (ガイドライン)」を参考にしてください。

(Q) 補助対象経費は?

(A) 既存の設備及び備品 (破損しているものを含む) の修理・更新に係る費用は対象外となります。

※消費税及び地方消費税は対象外となります。

※オプションの代金や送料・代引き手数料, リース料金などは対象外となります。

(Q) どんな経費が対象となるのか?

(A) 【改修費】

- ・カウンター及びテーブルの改修⇒感染予防のための設備改修 (衝立設置等)
- ・非接触型の給排水設備の導入費  
(例) トイレ改修⇒オート開閉, オート便器洗浄, オート脱臭  
水栓への改修⇒タッチレス水栓
- ・非接触型のトイレのドアへの改修⇒トイレ用タッチレス扉
- ・出入り口扉の自動ドア化⇒出入り口用タッチレス扉
- ・換気設備の新設, 増設⇒一般換気扇, 天井埋込型換気扇

【備品費】

- ・空気清浄機 (1 台のみ) ⇒プラズマクラスター, 次亜塩素酸除菌, ナノイーX 等
- ・飛沫飛散防止用パーテーション⇒アクリル板, ビニールカーテン, 衝立等
- ・サーモカメラ (1 台のみ), 非接触型検温器 (1 台のみ)
- ・キャッシュレス決済用端末設置に係る経費
- ・セルフオーダー用タブレット等⇒タブレット+システム一式

【販売促進経費】※コロナ対策による以下の新たな取り組みを宣伝するための経費

- ・コロナ対策によりテイクアウト・デリバリー, 取組宣言店等をPRするチラシ代
- ・SNSを活用した情報発信を行うための写真データ作成委託費 等

【インバウンド対応】※非接触・飛沫飛散防止に対応した以下の経費

- ・翻訳機の購入

- ・非接触、飛沫感染防止のため指差し注文等を推進するためのメニューの多言語化等に係る経費
- ・キャッシュレス決済用端末設置に係る経費（再掲）

**(Q) 申請から交付までの流れは？**

(A) 申請書類一式が準備できたら、事前連絡のうえ、三原商工会議所又は三原臨空商工会の経営指導員に確認していただき、その上で市（商工振興課）に提出いただくこととなります。

その後、市で審査を行い、交付が決定しましたら、交付決定通知書にてお知らせいたします。事業完了後、実績報告書を提出いただき、確認の後、補助金の額を確定し、補助金を交付します。

なお、既に事業が完了している場合は、交付申請書類と実績報告書類を同時に提出いただき、審査のうえ問題なければ交付決定と補助金の額の確定を同時に行うことになります。

**(Q) これから購入する物又は改修工事を行う場合は、見積書による申請は可能か？**

(A) 見積書による申請は可能です。購入後又は工事完了後、実績報告書を提出していただく際に経費内訳の分かる領収書等の添付をお願いします。

**(Q) 既に設備導入等が完了している場合でも申請は可能か？**

(A) 可能です。令和2年4月1日以降の経費について対象となります。  
補助対象期間は、令和2年4月1日～令和3年1月31日までとなっています。  
※令和3年1月31日までに設備導入等が完了し、支払いも終わっていること

**(Q) 支払いの確認に必要な書類は？**

(A)

支払い方法	必要書類	備考
振込	振込明細書	
現金	領収書	※①
クレジットカード	領収書	※②
	カード利用代金明細書	※③

※①・領収書には、宛先（補助事業対象者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・所在地の記載が必要です。

- ・消費税が含まれているかどうか領収書に明記してください。
- ・金額の内訳は、レシート等の内訳が分かるものの添付でも構いません。

※②・領収書には、宛先（補助事業対象者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・所在地の記載が必要です。

(また、クレジットカード払いであること及び金額の内訳が明記されているもの)

- ・消費税が含まれているかどうか領収書に明記してください。
- ・クレジットカード払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票(お買上票) お客様控え」を添付してください。
- ・金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。納品書等で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

※③・インターネットにより明細を印刷したもので構いません。

- ・口座からの引き落としが補助対象期間内に完了している必要があります。

#### 【支払いに関する注意点】

- (1) 法人の場合、個人名義又は個人口座から振込みを行った経費は補助対象外です。
- (2) 関連会社経由等、補助事業対象者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない場合は対象外です。
- (3) 手形や小切手、PayPayなどのキャッシュレス決済(クレジットカード払いを除く。)により支払った経費は、補助対象外となります。
- (4) 補助対象経費の支払いとその他の取引の支払いは、混合して行わないでください。
- (5) 他の取引と相殺して支払った経費は、補助対象外となります。
- (6) インターネットバンキングを利用する場合は、振込先の名義と口座番号を確認するため、インターネットの振込画面(又は振込履歴)と通帳(又は当座勘定照合表)の写しの提出が必要です。
- (7) 契約・支払確認に係る書類の宛先は、補助事業対象者名であることが必要です。

#### (Q) 補助対象となる空気清浄機について、どのようなものが対象となるのか？

- (A) ウイルスを除去・抑制する機能がある旨(除菌のみは不可)が記載されている空気清浄機について、1事業者につき1台限りで対象となります。空気清浄機の購入を含む取組の申請にあたっては、事業計画書等の申請書類上において空気清浄機のメーカーと型番を記載し、併せてカタログ等も添付していただきます。

#### (Q) 空気清浄機能や換気機能付きのエアコン(ヒーター)については、対象となるのか？

- (A) 主たる機能がエアコン、ヒーターである場合は対象外となります。

#### (Q) 換気扇については、どのような物が対象となるのか？

- (A) 壁面等に設置し、部屋内の空気を排出する機能を有するものが対象となります。取替えではなく、新設・増設されたものが対象となります。

#### (Q) 換気扇や空気清浄機は何台でも補助対象となるのか？

- (A) 空気清浄機は1申請につき1台のみ対象となります。  
換気扇については、原則台数制限はありませんが、設置数と感染症対策効果について

審査の上、設置台数のうち一部について支給対象とさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

**(Q) 次亜塩素酸溶液等の殺菌機能を有する液体を噴霧する機器については、補助対象となるのか？**

(A) 本制度においては補助対象外となりますが、空気清浄機に同様の機能が付帯する物については補助対象となり得ますので、審査の上判断させていただきます。

**(Q) 市内に複数の事業所を有しているが、それぞれに1台ずつ空気清浄機やサーモカメラを設置することは可能か？**

(A) 1事業者1申請であり、1申請につき1台のみの計上を認めています。

**(Q) 足踏み式の消毒液スタンドは、補助対象となるのか？**

(A) 足踏み式の消毒液スタンドや赤外線センサーを用いた非接触型の消毒液吐器等については、非接触型の給排水設備の一部として補助対象としています。

**(Q) 実績報告で添付する写真はどのようなものか？**

(A) 工事の場合は、施行前と施行後が分かる写真で、既に補助事業が完了しており施行前の写真が無い場合は審査の上判断します。

備品の場合は、補助事業で購入した備品が店舗内に配置されている写真を提出していただきます。なお、空気清浄機の場合は、コロナ対応のものかどうかを判断するため、型番が表示されているシールの写し及び説明書等のコピーも併せて添付してください。

広告宣伝に係るチラシ・パンフレット等については、業者委託により印刷したチラシ等を提出してください。